



ウイグル問題に関する米国の対中規制及び日本企業の留意点

執筆者: 中島 和穂、平家 正博、田代 夕貴

1. はじめに

2020年3月、オーストラリア戦略研究所(Australian Strategic Policy Institute)が、ウイグル族やその他少数民族の強制労働の実態を取り上げる報告書¹を発表しました。同報告書によれば、テクノロジー、衣類、自動車産業における少なくとも82の著名なグローバル・ブランドの供給網には、ウイグル族を強制労働させた疑いが強い工場が含まれているとされ、複数の日本企業の名前も挙げられました。

従前、NGO等が中心となり、新疆ウイグル自治区におけるウイグル族やその他少数民族の人権問題(以下「ウイグル問題」といいます。)が指摘されてきましたが、近年、米国や欧州等の先進国を中心に、政府の対応を求める声が高まっています。特に米国では、本年に入り、ウイグル問題に対応するため、企業に対する処分が相次ぎ、規制強化法案も議会で審議されています。

来年1月に誕生するバイデン政権の対中政策が注目されますが、ウイグル問題は人権に関わるものであり、厳しい姿勢が継続する可能性が高いように思われます。また、EUでも、2020年4月、2021年までに人権及び環境デューデリジェンスを義務化する法制を導入することを表明し²、2020年12月、人権侵害を理由とした制裁を可能とするEUグローバル人権制裁レジーム(EU Global Human Rights Sanctions Regime)を導入する等³、人権問題に対する問題意識が高まっています。さらに、日本でも、EUと同様に人権侵害を理由とした制裁を可能とする法整備が検討されていると報道されています⁴。このように、今後、日本企業が国

¹ Australian Strategic Policy Institute, “Uyghurs for sale” (March 1, 2020), (<https://www.aspi.org.au/report/uyghurs-sale>).

² European Parliament Working Group on Responsible Business Conduct, “Speech by Commissioner Reynders in RBC Webinar on Due Diligence” (April 30, 2020), (<https://responsiblebusinessconduct.eu/wp/2020/04/30/speech-by-commissioner-reynders-in-rbc-webinar-on-due-diligence/>).

³ 2020年12月7日付けEU官報、“COUNCIL DECISION (CFSP) 2020/1999 of 7 December 2020” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:410I:FULL&from=EN#page=15>)及び同日付けEU官報、“COUNCIL REGULATION (EU) 2020/1998 of 7 December 2020” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:410I:FULL&from=EN#page=3>).

⁴ 2020年11月6日付け日本経済新聞(電子版)、「中国ウイグル弾圧に制裁圧力 人権目配り、企業に迫る」(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO65878520V01C20A1EA1000/>).

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

際的にサプライチェーンを構築する上で、ウイグル問題を始めとする人権問題を考慮する必要性が高まっています。

そこで、今回のニュースレターでは、ウイグル問題に対する米国規制である①輸入禁止措置、②輸出禁止措置、及び、③制裁措置(資産凍結等)の3つの類型を概説した後、日本企業の留意点を概説します。

2. 強制労働により採掘、生産又は製造された貨物の米国への輸入禁止

(1) 米国輸入規制の概要(米国関税法 307 条)

米国では、国土安全保障省(DHS)の傘下の税関国境保護局(Customs and Border Protection、CBP)が、他の政府機関からの委託を受ける形で、輸入禁止・制限の管理を行っています。また、貨物の輸入禁止・制限は、米国関税法 (Tariff Act of 1930)(以下「米国関税法」といいます。)を初めとする、各種法令を根拠に行われますが、ウイグル問題との関係では、強制労働により、外国で採掘、生産又は製造された商品の輸入を制限する米国関税法 307 条が問題とされてきました。

米国関税法 307 条及び米国連邦規則第 19 編(Title 19, Code of Federal Regulations)(以下「米国連邦規則第 19 編」といいます。)の関連規定の下、CBP は、強制労働により生産等された貨物(以下「強制労働品」といいます。)と疑われる貨物が輸入された場合、以下の措置を講じることができます。

- ① CBP は、第三者からの情報提供を受け、又は、独自に調査を開始した上で、強制労働品であることが、確定的ではないが合理的に示された場合、貨物引渡保留命令(Withhold Release Orders、WRO)を発し、港湾局長は、これに従い貨物の引渡しを保留する必要があります(米国連邦規則第 19 編 12.42 条(a)-(e))。
- ② CBP が、上記調査の結果、貨物が強制労働品であると判断し、当該決定を公表した場合(米国連邦規則第 19 編 12.42 条(f))、港湾局長は、原則として当該貨物を押収し、没取手続を開始する必要があります(米国連邦規則第 19 編 12.44 条(b))。
- ③ 上記①に基づき保留された貨物又は上記②の決定の前に保留されており、決定により強制労働品という認定を受けた物品に該当する貨物の輸入者が、当該貨物が強制労働品でないことと争う場合、輸入日から 3 ヶ月以内に、米国連邦規則第 19 編 12.43 条(a)が定める原産地証明書(certificate of origin)及び同 12.43 条(b)が定める陳述書(statement)を提出する必要があります。上記原産地証明書では、貨物が強制労働品でない旨を宣言する必要があり、上記陳述書では、商品及びその部品の製造の調達先を究明し、それらの商品や部品の製造に使われた労働の性質を解明するための「あらゆる合理的な努力」をしたこと等を証明する必要があります(米国連邦規則第 19 編 12.43 条(a)(b))。

(2) 規制執行強化及び新規法案の審議

CBP は、近時、ウイグル問題に対処するため、上記の米国関税法に基づく執行を活発化しています。本レターの執筆時点では、2020 年に入って、ウイグル問題の疑いを理由に、中国製品に対し、9 件の WRO が発出されています⁵。最も直近では、2020 年 11 月 30 日、新疆ウイグル自治区における強制労働に関与したとされる Xinjiang Production and Construction Corps(XPCC)、並びに、その関連団体により生産された綿及びこれらの綿を一部でも利用している綿製品に対して、貨物引渡保留命令が発出されました⁶。XPCC の綿花生産が中国全体の綿花生産に占める割合は高く、この貨物引渡保留命令により、縫製産業への影響が生じることも報じられています⁷。

また、米国の議会では、ウイグル強制労働防止法案(Uyghur Forced Labor Prevention Act)が、2020 年 9 月 22 日に米下院で可決され、本レターの執筆時点では上院で審議されています。この法案は、新疆ウイグル自治区で全て又は一部が生産等された製品や、新疆ウイグル自治区内での製造施設の建設を補助する「貧困緩和」(poverty alleviation)プログラム又は「ペアリング支

⁵ CBP ウェブページ、「Withhold Release Orders and Findings」(<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>)。

⁶ 2020 年 12 月 2 日付け CBP プレスリリース、「CBP Issues Detention Order on Cotton Products Made by Xinjiang Production and Construction Corps Using Prison Labor」(<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-issues-detention-order-cotton-products-made-xinjiang-production>)。

⁷ Reuters, “U.S. bans cotton imports from China producer XPCC citing Xinjiang ‘slave labor’ ” (December 3, 2020), (<https://www.reuters.com/article/us-usa-trade-china/u-s-bans-cotton-imports-from-china-producer-xpcc-citing-xinjiang-slave-labor-idINKBN28C38V>)。

援」(pairing-assistance)プログラムに関し、新疆ウイグル自治区政府と協働している者により生産等された製品は、米国関税法 307 条が輸入を禁止する強制労働品とみなす規定を設ける等(同法 4 条(a))、米国関税法 307 条に基づく執行強化が目指されています。

3. 米国からの監視技術関連の輸出や技術提供の禁止等

(1) 米国輸出規制の概要

米国では、米国原産品目を主とする品目のうち、デュアルユース品目(民生用及び軍事用の双方に用いることができるもの)や機微度の低い軍事品目等(以下「EAR 規制対象品目」といいます。)の輸出、再輸出又は国内移転について、米国商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security、BIS)が、米国輸出管理規則(Export Administration Regulations、EAR)に基づき規制しています。

EAR は、上記規制対象品目について、①米国の外交政策や安全保障上脅威となる特定の仕向地・用途・需要者等への輸出等について事前取得を義務づけたり、禁止するというように、用途や需要者の観点から規制するとともに、②品目自体の機微度が高いものについて、商務省規制品目リスト(Commerce Control List、CCL)に掲載し、規制理由と仕向国に応じて、当該品目の輸出等について BIS の事前許可を取得する義務を課すという品目の機微度の観点からの規制をかけています。

以下に述べるとおり、昨年後半から今年にかけて、BIS は、ウイグル問題に対処すべく EAR を強化しています。

(2) 規制強化の動向

ア 用途・需要者の観点からの規制(Entity List への掲載)

Entity List は、上記(1)①の用途や需要者の観点からの規制ですが、米国の安全保障又は外交政策上の利益に反する、又は大量破壊兵器拡散の懸念があると BIS が認定する個人・企業のリストです。Entity List に掲載された企業等に対する EAR 規制対象品目の輸出等は、BIS から事前に輸出許可を取得する必要がありますが、殆どの場合、輸出許可が下りることはありません。

米国商務省は、以下に挙げるとおり、昨年末以降、ウイグル問題等を理由に、中国政府や監視機器・技術等を製造・開発する中国企業を Entity List に追加しました。

- ① 2019 年 10 月 7 日合計 28 の政府系団体・企業⁸。
- ② 2020 年 5 月 22 日:合計 33 の政府系団体・企業⁹。
- ③ 2020 年 6 月 20 日:合計 11 の企業¹⁰。

イ 機微度の高い品目の観点からの規制(BIS の許可審査において人権問題を考慮することの明確化)

また、上記(1)②機微度の高い品目の観点からの規制として、BIS は、近時、商務省規制品目リスト(Commerce Control List、CCL)に掲載された品目の輸出等の許可審査において、人権問題を考慮することが明確化しています。具体的には、2020 年 10 月

⁸ 2019 年 10 月 7 日付け米国商務省プレスリリース、“U.S. Department of Commerce Adds 28 Chinese Organizations to its Entity List” (<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2019/10/us-department-commerce-adds-28-chinese-organizations-its-entity-list>)。

⁹ 2020 年 5 月 22 日付け米国商務省プレスリリース、“Commerce Department to Add Nine Chinese Entities Related to Human Rights Abuses in the Xinjiang Uighur Autonomous Region to the Entity List” (<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2020/05/commerce-department-add-nine-chinese-entities-related-human-rights>)及び同日付米国内務省プレスリリース、“Commerce Department to Add Two Dozen Chinese Companies with Ties to WMD and Military Activities to the Entity List” (<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2020/05/commerce-department-add-two-dozen-chinese-companies-ties-wmd-and>)。

¹⁰ 2020 年 7 月 20 日付け米国商務省プレスリリース、“Commerce Department Adds Eleven Chinese Entities Implicated in Human Rights Abuses in Xinjiang to the Entity List” (<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2020/07/commerce-department-adds-eleven-chinese-entities-implicated-human>)。

6日に公表されたEARの改正は以下の内容を定めています¹¹。

- ① CCL掲載の品目のうち、規制理由として犯罪防止・取締(Crime Control and Detection、CC)が掲げられていた品目(以下「CC規制品目」といいます。)の輸出許可を審査する際、「仕向国で市民暴動が発生しているか、輸出品目が人権侵害に用いられるおそれがない限りは、好意的に判断する」旨の規定が、新たに設けられました。従前から、輸入国政府が国際的に認められた人権を侵害したかもしれないことを示す証拠がある場合には、CC規制品目の輸出許可について好意的な判断をしないことが定められていましたが、今回の改正では、政府以外の個人・企業による人権侵害のおそれや、国際的に認められた人権以外の人権侵害のおそれがある場合にも好意的に判断しないことが明文化されています。
- ② CCL掲載の品目のうち、CC以外の理由(例えば、Anti-Terrorism(対テロ規制)、Regional Stability(地域安定規制)、Missile Technology(ミサイル技術規制)等。)で規制される品目の輸出等の許可審査の際、従前、人権侵害のおそれは考慮要素とされていませんでした。今回の改正は、当該品目のうち、Short Supply(不足物資規制)以外の理由で規制される人権侵害に用いることができる品目についても、CC規制品目と同様に、輸出等の許可審査の際、人権侵害のおそれを考慮することが明文化されました。

ウ CC規制品目への追加

さらに、BISは、本年7月17日、人権保護の観点から、高度監視システム等の複数の品目をCCを理由としたCCL掲載品目として追加することに関し、パブリックコメントを募集する公告を出しています¹²。

4. 人権侵害に関与する個人や企業の米国内資産凍結等

(1) 米国制裁法の概要

米国では、自国の安全保障や外交政策の観点から、特定の国や個人・団体との取引を規制する様々な法律があり、それらを纏めて制裁法と呼ばれています。制裁法には、①特定の国との取引を包括的に規制するもの、及び、②特定の個人又は団体との取引を規制するものがあります。中国関連の制裁では、現状、後者の手法がとられています。後者の個人及び団体は、米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control、OFAC)が作成するリスト(List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons、SDNリスト)に掲載されており、ネット上での検索が可能となっています¹³。また、SDNリスト掲載者のみならず、いわゆる「50%ルール」に基づき、SDNリスト掲載者によって直接的・間接的に50%保有されている者も制裁対象となります。さらに、制裁対象者へ重大な(materially)支援をする者も、SDNリストに掲載されるリスクがあります。SDNリスト掲載者や50%ルールに基づく制裁対象者は、一般的には、米国内の資産凍結や米国入国禁止等の措置が執られます。

制裁の理由は、大量破壊兵器の拡散防止のみならず、人権侵害・テロ活動等も含まれます。国連制裁に基づくもののみならず、主要国が共同して制裁を発動する場合や米国独自の安全保障及び外交政策の観点から制裁する場合があります。

ウイグル問題との関係では、以下のような制裁法の適用が問題とされています。

(2) グローバル・マグニツキー法及び米国大統領令13818号

米国大統領に、深刻な人権侵害や重大な汚職に関与する者に対する制裁の発動権限を授権する法律として、2016年成立の、グローバル・マグニツキー人権問責法(Global Magnitsky Human Rights Accountability Act)(以下「グローバル・マグニツキー法」といいます。)があります。同法は、ロシア政府高官の汚職事件を調査していたセルゲイ・マグニツキー氏の死亡を契機に成立し、対

¹¹ 2020年10月6日付け連邦官報 “Amendment to Licensing Policy for Items Controlled for Crime Control Reasons” (<https://www.federalregister.gov/documents/2020/10/06/2020-21815/amendment-to-licensing-policy-for-items-controlled-for-crime-control-reasons>)。

¹² 2020年7月17日付け連邦官報 “Advanced Surveillance Systems and Other Items of Human Rights Concern” (<https://www.federalregister.gov/documents/2020/07/17/2020-15416/advanced-surveillance-systems-and-other-items-of-human-rights-concern>)。

¹³ 米国財務省外国資産管理室 “Sanctions List Search”, (<https://sanctionssearch.ofac.treas.gov/>)。

象をセルゲイ・マグニツキーに対する人権侵害行為等とロシア政府の役人の人権侵害行為に絞ったセルゲイ・マグニツキー法 (Sergei Magnitsky Rule of Law Accountability Act of 2012)を前身としつつも、その対象範囲を拡大し、全世界での人権侵害や汚職を理由とする制裁発動について定めています。同法は、例えば、米国大統領が、政府役人の違法行為を暴露したり、国際的に認知された人権・自由の拡散等を担っている個人の殺害等に責任を有する個人に対して、米国への入国を禁止したり、米国内の資産を凍結すること等を認めています。また、トランプ大統領は、2017年12月26日には、グローバル・マグニツキー法も法的根拠として挙げた上で、大統領令 13818号(Executive Order 13818)を発しています。同大統領令は、「深刻な人権侵害」(serious human rights abuse)に責任を有する個人の米国内の資産凍結を認める等、グローバル・マグニツキー法の適用範囲を拡大して、人権侵害を理由とする制裁発動を可能とする内容となっています¹⁴。

OFACは、ウイグル問題に対処するため、大統領令 13818号に基づき、複数の制裁措置を発動しています。例えば、2020年7月31日、上記2(2)で扱ったXPCC及び中国政府の幹部を、恣意的な拘禁や身体的虐待を含む深刻な人権侵害に関与したとしてSDNリストに掲載するとともに¹⁵、これらの企業若しくは個人又はそれらによって50%以上保有される団体の米国内資産を凍結しています。

(3) ウイグル人権法

また、現在、ウイグル問題に対処することを目的に、2020年6月17日、ウイグル人権政策法(Uyghur Human Rights Policy Act of 2020)が成立しました。同法は、制定日から180日以内及びその後少なくとも毎年、米国大統領が、上院外交委員会、上院銀行・住宅・都市問題委員会、下院外交委員会及び下院金融委員会に、新疆ウイグル自治区における人権侵害について、責任を有する者のリストを報告することを義務付けるとともに(同法6条(a)(1))、米国大統領に対し、当該報告がなされた者に対する制裁(米国への入国禁止や米国内資産の凍結等)を義務付けており(同法6条(b)(c))、今後の動向に注意する必要があります。

5 日本企業の留意点

(1) 米国の複数の政府機関による共同勧告

上記のような規制強化の動きを受けて、2020年7月、米国の商務省、国土安全保障省、国務省及び財務省は、「新疆ウイグル自治区で強制労働やその他の人権侵害に従事する事業体へのサプライチェーンエクスポージャーを伴う企業のリスクと考慮事項」(Risks and Considerations for Businesses with Supply Chain Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses in Xinjiang)に関する共同勧告¹⁶を公表しました。同勧告では、以下のような内容が記載されています。

- ① 新疆ウイグル自治区又は他の中国の地域で新疆ウイグル自治区由来の労働力や物品を利用する企業等と、サプライチェーン上、関わりのある可能性のある企業に対して、国際的なベストプラクティスに従い、サプライチェーン全体に対する調査指針や内部統制手段を実装し、リスクアセスメントを実施することを推奨する。また、適切な場合には、自社のみならず、業界団体やステークホルダー団体と共同してサプライチェーンにおける人権侵害防止に取り組むように推奨する。
- ② 企業が留意すべきサプライチェーン上のリスクの類型として、サプライチェーン上の企業が、(1)新疆ウイグル自治区政府の監視ツールの開発を支援している場合、(2)強制労働の可能性が有りうる新疆ウイグル自治区、又は新疆ウイグル自治区の労働者を利用している中国地域の工場からの労働力や商品に依存している場合、(3)ウイグル人及び他のイスラム教徒のマイノリティグループのメンバーを拘留するために使用される収容施設の建設等の建設に関与している場合が挙げられる。

¹⁴ Congressional Research Service (October 28, 2020), "The Global Magnitsky Human Rights Accountability Act" (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF10576>).

¹⁵ 2020年7月31日付け米国財務省プレスリリース, "Treasury Sanctions Chinese Entity and Officials Pursuant to Global Magnitsky Human Rights Executive Order" (<https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm1073>).

¹⁶ Xinjiang Supply Chain Business Advisory, "Risks and Considerations for Businesses with Supply Chain Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses in Xinjiang", (July 1, 2020), (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/pdfs/2569-xinjiang-supply-chain-business-advisory-final-for-508/file>).

当該勧告の内容を踏まえると、上記 2 から 4 の米国の 3 つの規制類型との関係では、以下の点に注意する必要があります。

ア 輸入規制

サプライチェーンに強制労働に従事する企業が含まれるかの検証は容易ではありませんが、以下のような情報を参照してリスクアセスメントを行うことが考えられます。

- ① 上記勧告が挙げる 6 つの強制労働の兆候 ((i)生産場所等の透明性の欠如、(ii)売上と比較した社会保険料の支払金額の僅少さ、(iii)留置を示唆する用語の使用、(iv)貧困緩和や職業訓練を理由とする政府補助、(v)政府による人員募集、(vi)工場の所在地による兆候)が存在するか
- ② 上記勧告の Annex3 で挙げられている、新疆ウイグル自治区において強制労働が疑われる 17 の産業分野(農業(特にハミウリ、トマト製品、ニンニク等)、携帯電話、クリーニング用品、建設関連、綿関連(綿糸、綿繰、紡績、綿織、綿製品)、電子部品組立産業、資源採掘産業(特に石炭、銅、炭化水素、石油、ウラン、亜鉛を含む)、髪・ヘアアクセサリ、食品加工、ホスピタリティサービス、麺、印刷製品、履物、ステビア、砂糖、織物(寝具、カーペット、ウール等)、玩具)に関連するか
- ③ 米国労働省が作成する児童労働・強制労働により生産されたことが疑われる品目リストのうち、新疆ウイグル製の品目(綿、電化製品、履物、衣服、手袋、ヘアプロダクト、織物、糸、トマト製品)に該当するか¹⁷
- ④ CBP が貨物引渡保留命令を発出している品目又は強制労働品と認定した品目に該当するか¹⁸
- ⑤ 上記 3.及び 4.で説明した Entity List や SDN List に強制労働を理由に掲載された企業がサプライチェーンに含まれているか

イ 輸出等の規制

取引品目が EAR の規制対象となるか、及びサプライチェーンに将来的に Entity List に追加されるリスクが存在する買主、中間業者又は最終需要者が含まれているかという観点から、検討を行うことが考えられます。具体的には、以下の点が検討の端緒となります。

- ① 取引品目が EAR の規制対象となるか(米国原産品か、非米国原産品でも米国原産品が組み込まれているか等)
- ② Entity List で輸出・再輸出が禁止又は制限されている主体が、直接の買主のみならず、最終需要者や中間業者に含まれていないか
- ③ 監視技術等¹⁹機微度の高い EAR の規制対象品目が中国に売られていないか
- ④ 製品の最終需要者が、強制収容所、中国政府の監視設備、強制労働を利用する企業、生体認証データの強制的な収集や少数民族の強制的な移転等の人権侵害を可能にする活動に用いないか

¹⁷ Department of Labor, “2020 List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor” (https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ILAB/child_labor_reports/tda2019/2020_TVPRAList_Online_Final.pdf#page=39)。同報告書 29 頁に、新疆ウイグル自治区における強制労働を理由にリストに掲載された 9 品目が掲載されている。

¹⁸ U.S. Customs and Border Protection, “Withhold Release Orders and Findings”, (<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>)より、各国ごとに貨物引渡保留命令を発出している品目又は強制労働品と認定している品目とその製造者を参照できる。

¹⁹ 監視技術については、米国国務省が機微情報の輸出の場面に念頭においた人権DDの履行方法に関するガイドラインを策定しており(U.S. Department of State, “Guidance on Implementing the UN Guiding Principles for Transactions Linked to Foreign Government End-Users for Products or Services with Surveillance Capabilities”, <<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/09/DRL-Industry-Guidance-Project-FINAL-508.pdf>>)、監視技術と特に関連しやすい産業セクター・製品として、センサー、生体認証、データ分析、位置追跡技術、ネットワーク監視システム等を挙げている。

ウ 制裁法

サプライチェーンに含まれる会社やその会社を50%以上有する株主がSDNリストに記載されていないことを確認することが重要です。公表情報や取引関係者から開示を受けた情報のみならず、企業情報データベースの利用や調査業者の起用により確認を行うことも考えられます。

(2) 最後に

上記のとおり、米国は、ウイグル問題に対処するため、米国への輸入、米国からの輸出や再輸出、及び、制裁対象者との取引に規制を掛けており、米国とのビジネスを行う一方で、新疆ウイグル自治区に所在する団体・企業をサプライチェーンに含む日本企業の事業活動は大きく影響を受けます。上記(1)で述べたような観点を念頭に置きつつ、自社のサプライチェーンが抱えるリスクを把握することが重要となります。



なかじま かずほ
中島 和穂

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k_nakajima@jurists.co.jp

2001年東京大学法学部第一類卒業卒業、2002年弁護士登録、2009年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2010年ニューヨーク州弁護士登録。2009-2010年ニューヨークのワイル・ゴツチャル&マンジズ法律事務所勤務、2016-2019年ドバイ駐在員事務所代表。M&A、国際取引、規制対応、訴訟・紛争を中心とする企業法務全般を支援している。事業再生局面での官民ファンドによるM&A、証券会社と証券取引所間の巨額の損害賠償紛争、日本で初めての買収防衛策の導入、世界に拠点を有する企業間の統合、地政学的なリスクを抱える中東への進出案件、M&Aの価格調整における巨額の仲裁案件等、様々な論点が複雑に絡む案件の経験が豊富。

近時は、安全保障、技術覇権やテロ対策に関する国際社会の関心の高まりを踏まえて、非米国企業にとっての米国の経済制裁や輸出・再輸出規制、及び、日本の輸出規制やマネーロンダリング規制に関する案件に多数関与している。



へいけ まさひろ
平家 正博

西村あさひ法律事務所 弁護士

m_heike@jurists.co.jp

2008年弁護士登録。2015年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)。2015年 - 2016年ブラッセルのクリアリー・ゴットリーブ・ステーション アンド ハミルトン法律事務所に出向。2016-2018年 経済産業省 通商機構部国際経済紛争対策室(参事官補佐)に出向。現在は、日本等の企業・政府を相手に、貿易救済措置の申請・応訴、WTO紛争解決手続の対応、米中貿易摩擦への対応等、多くの通商業務を手掛ける。



たしる ゆき
田代 夕貴

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_tashiro@jurists.co.jp

2016年東京大学法科大学院卒業。2017年弁護士登録。国際公法、通商法を主要分野としつつ、アジア諸国に関連する業務を幅広く担当している。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020